

令和6年10月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年10月10日(木) 午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 1階 ギャラリー

出席委員

(農業委員)

1番	石井 政英	○	2番	田中 里美	○	3番	平田 敬二	○
4番	林 義文	○	5番	米坂 佳久	○	6番	大西 敏夫	○
7番	窪田 裕	○	8番	藤田 和久	◎	9番	織田 利治	◎
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

(農地利用最適化推進委員)

橋本	山本 裕之	×	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書記 橋本市農業委員会事務局

議案 議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第4号 非農地証明願について

報告 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

傍聴人 なし

- (開会)
- 事務局 ただいまから令和6年10月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。
す。
- 会長 ー会長挨拶ー
- 議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号8番 藤田 和久 委員
議席番号9番 織田 利治 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。
- (議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について)
- 事務局 議案第1号について議案書を基に説明
- 議長 議案第1号について質疑ございませんか。
質疑がないようですので議案第1号について承認することにご異議ございませんか。
- 委員 異議なし。
- (議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について)
- 事務局 議案第2号について議案書を基に説明。
- 議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。
- 米坂委員 ●提出番号1番
事務局職員、北垣委員と現地へ行ってきました。ほとんどの田畑は耕作されて、遊休農地も草刈りされていましたが、403番地のみ竹林になっておりました。譲受人に確認すると柿畑として開墾する予定ということなので問題ないと思います。今後の実施状況については委員として見ていきますが、いつまでに改善するといった書面等があればと思いました。
- 石井委員 ●提出番号2番
現地調査および本人の意思確認をした結果、適正だと思います。譲受人は夜勤勤務も多いとのことですが、近隣の人に野菜づくりについて指導を受けながら耕作したいという希望を持っていました。
- 議長 米坂委員の発言について、事務局から説明よろしくをお願いします。
- 事務局 現在竹林になっている畑で今後耕作がされるか書面で確認をとってはというご意見について事務局の所見を述べます。

譲受人が農地を全く持っていない場合は営農計画書という書面の提出をいただくようになっています。今回の譲受人はすでに農地を所有しているうえ、必要に応じて人を雇って耕作すると申請書に付議されています。

議長 議案第2号について質疑ございませんか。
ないようですので、議案第2号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし

(議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局 議案第3号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

山本治生 ●提出番号1番

委員 廣田委員と現場確認をしました。現況は休耕地で草刈り等はされていまして。隣接地には親の家があり、周辺は住宅が立ち並んでいる状況から、推進委員としては農地が少なくなることは残念ですが農地転用も致し方なしと考え、特に問題はありません。

廣田委員 申請は夫婦2名でされていますが、資金を借りる都合上だと伺っており、問題ないと思います。

米坂委員 ●提出番号2番

事務局職員、森委員と現場確認に行きました。

当該農地はここ数年耕作されておらず草が生い茂っていました。この付近には同じメーカーが太陽光パネルを設置しており、森委員から近隣住民に確認しましたが問題ないということでしたので、今回の議案も問題ないと思います。

議長 質疑・意見ないようですので、議案第3号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第4号 非農地証明願について)

事務局 議案第4号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

米坂委員 ●提出番号1番

この辺りは、昔公園に使われており、境界もはっきりしていません。申請地は北側の住宅地の一部となっており、農地としての復旧は困難だと判断しました。

議長 議案第 4 号について質疑ございませんか。

廣田委員 地籍調査が進んでいないために境界がはっきりしていないということですか。

米坂委員 そうのとおりです。

議長 ほかに何かありませんか。

石井委員 議案第 2 号の譲渡し人、報告第 1 号の賃貸人で同じ人物が出てきているが、過去に農地を太陽光パネル設置用地として売買した経緯がある。今回はどういった経緯でこの申請に至ったのか事務局に伺いたい。

事務局 ただいま議案第 4 号についてご審議いただいているところですので、こちらの議決をとっていただいたのちに、事務局から説明させていただきたいと思います。

議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第 4 号について承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

議長 では、先程の石井委員に対する説明を事務局からお願いします。

事務局 農地法第 3 条の譲受人が広大な農地を譲受しても問題ないかどうかということですが、事務局としては問題ないと捉えています。理由としては 2 つ。過去にどういった転用関係があったかというところはこの農地法第三条で審議するところではないというのがまず 1 点。あくまでその譲受人が耕作をする能力があるかという点において審議するものというのが 1 点です。

今回の 3 条申請では、本人は年間 250 日農業に従事し、長男とその妻はそれぞれ 100 日ずつ営農するというように記載されています。あわせて、きちんと営農耕作すると確約書を、本人直筆で印鑑を押して提出されていますので、事務局としては問題ないと思っております。

仮に耕作をしない、もしくは、すぐさまに転用するといった案件があった場合につきましては、そこで農業委員会事務局の方から指導するという形で、行政指導の範囲内ですけれども指導するというのが、適切妥当であると判断します。

(報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について)

事務局 議案書に基づいて説明。

- 議長 本日出席の委員の皆様から、提案事項等ございましたらよろしくをお願いします。
- 石井委員 今回の調査で1件だけ翌月まで確認が遅れた事案があります。本人と連絡がつかなかったためです。本人への確認についてですが、電話でいいのか、自宅へ赴く必要があるのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。
- 廣田委員 私の経験ですが、一番多いのが電話しても、知らない人からの電話ということで対応していただけないということです。近くの方ですと家に行きます。他府県の方の場合は、事前に手紙でいつ電話するという内容をお伝えしてから電話します。現地確認の際には出来るだけ本人に確認をとっていただきたいと思います。
- 議長 私の経験では申請人が施設に入所されており、認知症も患っておられることがありました。最終家を建てる業者に間に入って進めようとしたところ本人が亡くなり、延期になったことがありました。行政書士が代理人になっている場合は問題ないのですが、所有者が高齢者の場合、家族が話を進め、本人はわからないという事例もあり、課題だと考えています。
- 事務局 窓口では、申請を受け付ける際に毎月月末から月初めに農業委員から電話での確認がある旨伝えていきます。
- 森委員 農地最適化推進委員という立場上、農地が農地以外に転用されるということについて抵抗があるが、承認していいものかどうか疑問に思う。
- 廣田委員 農地利用最適化推進委員は農地を農地として利用することを推進する委員です。ですので、農地がなくなるのは残念だが仕方ないといった発言でいいと思います。
- 森委員 仕方がないといえばそれまでですが、耕作できなくなったときに、転用する前に、農地を農地として利用できるシステムはないものかと思うのですが。
- 議長 市では農地銀行があります。農協でも農地で困っていないか普及活動をしています。もし委員の方々の近くの方で農地に困っている場合は市や農協へ相談に行くようにお声かけ頂きたいと思っています。
- 廣田委員 民法の中に登記された不動産は法律の許す範囲で自由に使用してよいと規定されています。その下の方に農地法があり、農地法の許す範囲で農地を農地として利用するのは問題ないが、宅地として使うのは問題があります。耕作放棄地だからといって違反ま

でとは言えない部分があり、難しい。

(閉会)

議長 以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了
しました。

令和6年10月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長(会長)	池田 泰子	印
	署名委員	藤田 和久	印
	署名委員	織田 利治	印